

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第1号

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則（昭和31年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p><b>第1条</b> 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例（昭和31年新潟県条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定による手数料の額は、<u>農業保険法施行規則第117条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が定める1点の価額を定める件（平成30年10月農林水産省告示第2155号）</u>に定める1点の価額に、衛生検査等の内容に応じて<u>農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成30年10月農林水産省告示第2154号）</u> A種の欄に定める点数を乗じて得た額とする。</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条第2項の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) (略) (6) <u>遺伝子検査</u> 1検体につき2,000円 (7) (略)</p>	<p><b>第1条</b> 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例（昭和31年新潟県条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定による手数料の額は、<u>農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林大臣が定める点数等を定める件（昭和30年10月農林省告示第778号。以下「告示」という。）</u>に定める1点の価額に、衛生検査等の内容に応じて<u>告示A欄</u>に定める点数を乗じて得た額とする。</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条第2項の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) (略) (6) (略)</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正は、公布の日から施行する。